

平成 29 年度 北方中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【学校としての構え】

- 「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは、見ようと思って見ないとみつけにくい」「いじめは、自分からは言いづらいもの」という認識に基づき、教育活動全体を通して、いじめの防止等にあたる。
- ・いじめの早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。
 - ・すべての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
 - ・「いじめは人間として許されない」という意識を教育活動全体を通して、生徒に徹底する。
 - ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うとともに、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめ未然防止のための取組

【魅力ある学校づくりの推進】

- ・生徒が主体的に活動し、「わかった、できた」という達成感を味わえる授業を目指す。
- ・誰もが自己存在感を味わい、望ましい人間関係をつくることのできるよう、学級経営を行う。
- ・生徒会活動を通して、共感的な人間関係をつくとともに、自治力を育成する。

【生命や人権を大切にす指導】

- ・命を大切にす心、他を思いやる心、確かな規範意識等が育つよう、道徳や学級活動を充実する。
- ・他人の心の痛みや生きる喜び等を理解できるよう、「子どもサミット」、SKR活動、生徒会活動、ボランティア活動等、豊かな体験活動を充実する。
- ・生徒が身の回りの差別や不合理に気付き、その解消に向けて取り組むことができるよう、人権教育を充実する。

【すべての教育活動を通した指導】

- ・帰りの会等、様々な機会を通して、生徒に自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成する。
- ・「心のアンケート」「QU検査」「教育相談」等を実施し、きめ細かく生徒理解に努める。
- ・スマートフォンやインターネット等の取り扱いについて、保護者と共通理解を図り、情報モラル教育を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

【的確な情報収集】

- ・「心のアンケート」や「いじめアンケート」を実施し、定期的に生徒の声を聞くようにする。
- ・授業中や休み時間、部活動等、日常生活において、生徒のわずかな変化の把握に努める。
- ・保護者や地域など様々な機関からの情報把握に努める。

【教職員研修の充実】

- ・年度当初の職員会や「打ち合わせ」の機会を利用し、関係資料（「いじめ防止 これだけは！」等）を活用し、研修を実施する。
- ・具体的な事例をもとにした研修を必要に応じて実施し、教職員が危機感をもって「いじめ」の未然防止や早期対応に努めるようにする。

【校内連携体制の充実】

- ・学級担任、教科担任、養護教諭等、全教職員が些細なサインも見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行う。
- ・週1回の「打ち合わせ」の機会を利用し、具体的な事案等を報告して全教職員が共通理解を図って、生徒の様子を把握する。
- ・休み時間や昼休み等、生徒との触れあいの機会を大切にするとともに、生徒の些細なサインを見逃さないように見届ける。

【教育相談の充実】

- ・教職員は、日頃から生徒理解に努め、信頼関係を築けるようにする。また、受容的かつ共感的な態度で傾聴する姿勢を大切にする。
- ・「心のアンケート」や「いじめアンケート」をもとに、必要に応じて、適宜教育相談を実施するとともに、教育相談週間において、全生徒と懇談を実施する。
- ・定期的に教育相談委員会を実施してサポート体制を構築するとともに、町教育委員会の担当者や関係諸機関とも連携を図る。

【いじめ対策委員会の設置と対応】

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。メンバーは、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、該当学年主任、該当学級担任で構成する。また、必要に応じて、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。
- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・事実が確認できた場合には、双方の関係保護者と連携を図り、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応する。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携を図りながら生徒を見守り、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【保護者・関係諸機関との連携】

- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて、警察等の関係機関と連携して解決にあたる。
- ・日頃から、町教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等との連携を図り、問題の未然防止や早期対応を行う。

4 いじめ未然防止のための年間計画

【前期】

- ・基本方針の説明
- ・職員研修の実施
- ・PTA総会での説明
- ・「心のアンケート」の実施（毎月）
- ・「いじめアンケート」の実施
- ・教育相談の実施
- ・Q U検査の実施
- ・個別懇談の実施
- ・情報モラル教育
- ・職員研修（事例）の実施
- ・いじめ対策委員会の実施
- ・総合的な学習の時間における人権教育の実施

【後期】

- ・「心のアンケート」の実施（毎月）
- ・「いじめアンケート」の実施
- ・教育相談の実施
- ・「ひびきあいの日」
- ・個別懇談の実施
- ・いじめ対策委員会の実施
- ・総合的な学習の時間における人権教育の実施
- ・教職員による取組評価の実施と次年度の取組計画の見直し

5 重大事態への対応

- ・学校が重大事態であると判断した場合には、町教育委員会へ報告し、教育委員会の指導のもと、調査を行うとともに、解決に向けて対応をする。